

平成 2 7 年 3 月 2 3 日

第 1 回 瑞浪市議会定例会会議録（第 6 号）

議 事 日 程 （第 1 号）

平成27年 3 月 23 日（月曜日）午前 9 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 承第 1 号 専決処分の承認について（平成26年度専第 8 号 瑞浪市土砂災害防止対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 3 議第 2 号 瑞浪市まちづくり基本条例の制定について
- 日程第 4 議第 3 号 瑞浪市市民まちづくり会議設置条例の制定について
- 日程第 5 議第 4 号 瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第 5 号 瑞浪市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第 6 号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第 7 号 瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第 8 号 瑞浪市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議第 9 号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第10号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第11号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第12号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第13号 瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第14号 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第15号 瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第17 議第16号 瑞浪市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第17号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第18号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第19号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第40号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第22 議第20号 北野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第23 議第21号 訴えの提起について
- 日程第24 議第22号 市道路線の廃止について
- 日程第25 議第23号 市道路線の認定について
- 日程第26 議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第27 議第26号 平成26年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議第27号 平成26年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議第28号 平成26年度瑞浪中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議第29号 平成26年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算
- 日程第33 議第32号 平成27年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第34 議第33号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第35 議第34号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 日程第36 議第35号 平成27年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第37 議第36号 平成27年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第38 議第37号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 日程第39 議第38号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計予算
- 日程第40 議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算
- 日程第41 発議第2号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議 事 日 程（第2号）

- 日程第1 瑞浪市選挙管理委員会及び補充員の選挙
- 日程第2 閉会中の継続審査申出書

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承第1号 専決処分の承認について（平成26年度専第8号 瑞浪市土砂災害防止対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第3 議第2号 瑞浪市まちづくり基本条例の制定について
- 第4 議第3号 瑞浪市市民まちづくり会議設置条例の制定について
- 第5 議第4号 瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第5号 瑞浪市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第6号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第8 議第7号 瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第8号 瑞浪市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第10 議第9号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第10号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第11号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第12号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第13号 瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第14号 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第15号 瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 第17 議第16号 瑞浪市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第17号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議第18号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議第19号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第40号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第20号 北野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第23 議第21号 訴えの提起について
- 第24 議第22号 市道路線の廃止について
- 第25 議第23号 市道路線の認定について
- 第26 議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）
- 第27 議第26号 平成26年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第28 議第27号 平成26年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議第28号 平成26年度瑞浪中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議第29号 平成26年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第31 議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第32 議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算
- 第33 議第32号 平成27年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第34 議第33号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算

- 第35 議第34号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
 第36 議第35号 平成27年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算
 第37 議第36号 平成27年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計予算
 第38 議第37号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
 第39 議第38号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計予算
 第40 議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算
 第41 発議第2号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 第42 瑞浪市選挙管理委員会及び補充員の選挙
 第43 閉会中の継続審査申出書

出席議員（16名）

1番	樋田 翔太	2番	小川 祐輝
3番	渡邊 康弘	4番	大久保 京子
5番	小木曾 光佐子	6番	成瀬 徳夫
7番	榛葉 利広	8番	熊谷 隆男
9番	石川 文俊	10番	加藤 輔之
11番	大島 正弘	12番	水野 和昭
13番	熊澤 清和	14番	舘林 辰郎
15番	柴田 増三	16番	成重 隆志

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職、氏名

市長	水野 光二	副市長	勝 康弘
総務部長	水野 正	まちづくり推進部長	渡邊 俊美
民生部長	伊藤 明芳	民生部次長	正村 京司
経済部長	遠藤 三知郎	経済部次長	棚橋 武己
建設部長	石田 智久	建設部次長	大山 一男
会計管理者	鈴木 康晴	消防長	有我 俊春
総務課長	加藤 誠二	秘書課長	正村 和英
教育長	平林 道博	教育委員会事務局長	伊藤 正徳
教育委員会事務局次長	小栗 茂	企画政策課長	小栗 英雄
税務課長	宮本 朗光	市民課長	小木曾 松枝
市民協働課長	鈴木 創造	生活安全課長	北山 卓見
高齢福祉課長	南波 昇	保険年金課長	伊藤 和久

健康づくり課長	成瀬良美	農林課長	景山博之
商工課長	成瀬篤	環境課長	市川靖則
クリーンセンター所長	横田洋介	土木課長	木村伸哉
都市計画課長	草野順一	浄化センター所長	山内雅彦
教育総務課長	酒井浩二	社会教育課長	土屋泰次郎
スポーツ文化課長	工藤将哉	学校給食センター所長	土本典史
選挙管理委員会書記長補佐	日比野茂雄	消防総務課長	小倉秀亀
警防課長	足立憲二	予防課長	大津英夫
消防署長	小木曾一喜		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	可知勝宏	事務局総務課長	奥村勝彦
書記	加藤百合子	書記	奥村香織

○議長（熊谷隆男君）

おはようございます。

この3月議会最終日となりました。この3月議会の間にも気温が随分と変わりまして、随分暖かくなりまして、議会事務局事務室前の大島議員からいただいた桜の花も、すっかりつぼみが開いたということでございます。

閉会後もますます活発な活動をしていただきますことをお願いしまして、始めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

○議長（熊谷隆男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において1番 樋田翔太君と2番 小川祐輝君の2名を指名いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第2、承第1号 専決処分の承認について（平成26年度専第8号 瑞浪市土砂災害防止対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

ただ今、議題となっております承第1号 専決処分の承認について（平成26年度専第8号 瑞浪市土砂災害防止対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承第1号については、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第3、議第2号 瑞浪市まちづくり基本条例の制定についてから、日程第25、議第23号 市道路線の認定についてまでの23議案を一括議題といたします。

ただ今、議題といたしました23議案については、所管の常任委員会に付託してありますので、そ

の審査の経過及び結果の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 館林辰郎君。

○総務文教委員長（館林辰郎君）

おはようございます。それでは、第1回市議会定例会の総務文教委員会委員長報告を行います。

去る3月9日、午前9時から総務文教委員会を開催し、本委員会に付託されました条例案件7件、その他の案件1件について、慎重に審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

議第2号 瑞浪市まちづくり基本条例の制定について、主な質疑では、市は子どもや若者たちもまちづくりを担う主体をして位置づけているが、若者のまちづくりへの参加をどのように周知していくのかとの問いに対し、平成27年度新規事業で若者を中心とした「若者チャレンジ研究室」を開設することとなっており、広報やホームページ等で事業をPRしていく予定であるとの答弁がありました。

また、本条例第3条で市民活動団体は行政から支援を受けることができるとあるが、どのような支援かとの問いに対し、市民活動補償制度をはじめとした市民活動に対する補助金交付などの支援を行っていくとの答弁がありました。

また、本条例を策定するにあたり、昨年9月に制定した瑞浪市議会基本条例との整合性は図られているのかとの問いに対し、二つの条例に矛盾がないように整合性は図られているとの答弁がありました。

次に、議第3号 瑞浪市市民まちづくり会議設置条例の制定について、本条例第2条の所掌事務で市民まちづくり会議は市長の諮問に応じて毎年行われるとあるが、具体的な開催要項はあるのかとの問いに対し、具体的な開催内容はまだであるが、初回の会議については市長の諮問によって開催するとの答弁がありました。

また、本条例第3条の組織で、委員は12人となっているが、人数の配分はどのようなかとの問いに対し、これまでの様々な委員会の組織構成を参考とし、今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議第4号 瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、主な質疑では、法令に違反する事実を発見した場合、申し出を取り扱う部署はどのようなかとの問いに対し、該当となる市や教育委員会などの行政機関へ申し出をしていただくとの答弁がありました。

次に、議第5号 瑞浪市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議第6号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第7号 瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、及び議第8号 瑞浪市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての4議案について、主な質疑はありませんでした。

以上7議案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号 北野辺地に係る総合整備計画の策定について、主な質疑では、辺地度数はどのような方法で点数をつけるのかとの問いに対し、辺地の中心から駅、停留所までの距離、小・中

学校、高校までの距離、病院までの距離、郵便局までの距離、市役所までの距離で点数化され、この点数が100点以上の地域が辺地地区となるとの答弁がありました。

本議案については、討論はなく、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました条例案件7件、その他の案件1件の審査結果報告といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今の報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、民生福祉委員長 加藤輔之君。

○民生福祉委員長（加藤輔之君）

民生福祉委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月10日、及び3月18日に民生福祉委員会を開催し、本委員会に付託されました条例案件10件について、慎重に審査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議第9号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について、瑞浪市保健センター整備基金の財源となった寄附金は誰からいただいたものであったかとの問いに対し、平成20年に「瑞浪病院」から創立100周年記念事業として受けたものであるとの答弁がありました。

次に、議第10号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、主な質疑では、保険料が10段階とより細分化された理由は何かとの問いに対し、国の示す標準が9段階となり、これに従前から市独自で設定した400万円以上の所得に対する1段階を加えた10段階としたとの答弁がありました。

次に、議第11号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、主な質疑では、記録の保存期間を2年間から5年間に改正したのは市独自の判断かとの問いに対し、地方自治法による債権の請求期間が5年であることから、これに合わせたものであるとの答弁がありました。

また、本市には「介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」が存在しないが、今後の展望はどうかとの問いに対し、現在新たに設置を検討している事業所があり、通いを中心とした事業等を実施することにより、高齢者福祉の増進に寄与できると期待しているとの答弁がありました。

次に、議第12号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、主な質疑では、事業所が定期的に外部の者による評価を受ける規定と法定受領サービスを受けるための利用者の同意の規定がそれぞれ削除された理由は何かとの問いに対し、厚生省令で義務づけられていた外部評価が削除されたこと、また、同省令中にあった「代理受領サービス」そのものが削除されたことに伴う改正であるとの答弁がありま

した。

次に、議第13号 瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議第14号 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑はありませんでした。

次に、議第15号 瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、主な質疑では、施行日の平成27年4月1日まで時期が迫っているが、規則で定めるとしている利用者負担額はどのような問いに対し、新制度では親の就業等により、教育時間認定及び8時間、11時間の保育時間認定となる。幼稚園授業料については、現行の7,700円を5階層に分け、保育料については、算定の基礎が所得税額から市民税所得割課税額に変更されるが、現行の保育料を8時間保育認定の保育料とする予定であるとの答弁がありました。

次に、議第16号 瑞浪市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、主な質疑では、従来からあった保育料の日割り計算の規定は、本条例以外のどこで定められていたのかとの問いに対し、瑞浪市保育の実施に関する条例施行規則において規定しているとの答弁がありました。

次に、議第17号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、主な質疑では、今改正によって減免制度が全くなくなるのかとの問いに対して、現行では市民税所得割税額によって10分の1から10分の3までの3段階で減免を実施しているが、今回の改正で減免分を考慮して、現行の7,700円を上限として5階層の授業料とし、市民税非課税世帯の授業料は3,000円を予定しているとの答弁がありました。

次に、議第40号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、中低所得者の保険料軽減の範囲拡大を図る改正がなされるが、本市ではどれほどの被保険者がこれにあたるのかとの問いに対し、改正後の平成27年度保険料は平成26年所得で算出するため、数値は現時点では不明であるが、平成26年度の賦課の状況では、全体の約55%、2,843世帯が軽減対象であるとの答弁がありました。

以上10議案については、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました条例案件10件の審査結果報告といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今の報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、経済建設委員長 成瀬徳夫君。

○経済建設委員長（成瀬徳夫君）

皆さん、おはようございます。経済建設委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月11日、午前9時から経済建設委員会を開催し、本委員会に付託されました条例案件2件、その他の案件3件について、慎重に審査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議第18号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、主な質疑では、瑞浪市内で大・小規模に該当する「ため池」はどこかとの問いに対し、大規模ため池とは、貯水量が10万トン以上、もしくは堤高が15メートル以上となっており、瑞浪市では防災ダムのみが該当し、それ以外のすべては小規模ため池であるとの答弁がありました。

また、この条例が制定された場合、適用される「ため池」はどこかとの問いに対し、ボーリング調査等で耐震性を判断することとなっており、現在調査中のため把握できていない、今後、県の調査にて把握していくとの答弁がありました。

次に、議第19号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、主な質疑では、各市営住宅で残る戸数はすべて耐震機能を満たしているのか、また、満たしていない場合の対応はどのようなかとの問いに対し、すべての戸数では耐震機能は満たしておらず、その場合は耐震機能がある住宅への転居を促しているとの答弁がありました。

次に、議第21号 訴えの提起について、質疑はありませんでした。

次に、議第22号 市道路線の廃止について及び、議第23号 市道路線の認定について、主な質疑では、新たに認定される3つの路線のうち、森前・宿線と梅本線について、議第22号で廃止される路線との変更点はどこかとの問いに対し、森前・宿線については同様だが、梅本線の一部については新たな工業団地の造成のため、若干の改良が伴うと思われるとの答弁がありました。

また、新たに認定される3路線のそれぞれの距離はどのほどかとの問いに対し、森前・宿線は約120メートル、森前・天徳線は約600メートル、梅本線は約150メートルであるとの答弁がありました。

本5議案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました条例案件2件、その他の案件3件の審査報告とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今の報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

これより、日程第3、議第2号 瑞浪市まちづくり基本条例の制定についてから、日程第25、議第23号 市道路線の認定についてまでの23議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

本23議案に対する委員長報告は可決であります。

本23議案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第2号から議第23号まで、及び議第40号の23議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第26、議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）から、日程第31、議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）までの6議案を一括議題といたします。

ただ今、議題といたしました6議案については、所管の常任委員会に付託してありますので、その審査の経過及び結果の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 館林辰郎君。

○総務文教委員長（館林辰郎君）

それでは、ただ今議案となっています補正予算について、総務文教委員会に付託をされましたことに対しての委員長報告をいたします。

議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務文教委員会所管分について、歳入の主な質疑では、1款 市税、1項 市民税、1目 個人の市民税個人所得割は2,000万円の大幅な減額補正だが、要因はどのような問いに対し、平成26年度中に退職される方から源泉として収納される金額が、平成25年度実績と平成26年度のこれまでの見込みで約1,000万円減額となる。また、個人の所得割に対し納税義務者は前年度と同様であるが、高齢者の扶養が増加したことなどにより、1人当たりの課税前の所得額が、1人当たり1万3,000円減額し、個人住民税所得割への収入金額が約1,000万円減額となるため、合わせて2,000万円の減額補正とするとの答弁がありました。

次に、5款 株式等譲渡所得割交付金、1項 株式等譲渡所得割交付金、1目 株式等譲渡所得割交付金が当初予算より大幅に増額された要因はどのような問いに対し、1月1日から12月31日までの間の株取引による譲渡所得に対して課税されるものであり、株価の動向等の予測が難しいことから、年度末時点での県の収入見込みにより増額補正とするとの答弁がありました。

歳出の主な質疑では、2款 総務費、1項 総務管理費、7目 企画費の「まち・ひと・しごと総合戦略策定事業（創生）」について、事業の詳細はどのような問いに対し、地域消費喚起・生活支援事業は、商品券の発行業務、瑞浪ポーノポークなどの瑞浪特産品を販売するが、地方創生

先行型の事業は、総合戦略に掲げる5年間で実施する事業であり、今回、補正に計上した事業は、第6次瑞浪市総合計画に掲げた移住定住の促進、空き家・空き地の有効活用、企業誘致、新規事業の創出、地場産業等の活性化、観光資源の魅力向上、結婚・出産の支援等の人口減少対策に係る事業を計上した。地域戦略には、総合計画に沿って人口問題解消に向けての施策を掲げていくとの答弁がありました。

また、7目 企業費の空き家等改修補助事業（創生）について、対象条件や補助率はどのような問いに対し、対象条件は交付要綱に定めており、空き家バンク事業に登録した空き家への居住を目的とした改修等を行い入居される方、または入居予定者に補助金を交付することとしている。対象事業は建築物の改修工事とし、主要構造部、トイレ、お風呂、台所など生活に必要な改修を、市内事業者による10万円以上の工事が条件となっている。また、補助金額は対象工事の2分の1で、上限額は100万円であるとの答弁がありました。

次に、9款 消防費及び10款 教育費については、主な質疑はありませんでした。

本議案については、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました補正予算案件1件の審査結果報告といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今の報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、民生福祉委員長 加藤輔之君。

○民生福祉委員長（加藤輔之君）

民生福祉委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会に付託されました補正予算案件2件について、慎重に審査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）のうち、民生福祉委員会所管分について、歳入の質疑では、南小田児童館建設事業費の国・県補助金が約5,600万円減額となった原因は何かとの問いに対し、当初、国・県それぞれ3分の1補助の事業として見込んでいたが、新規事業ではなく、老朽化により取り壊す宮前児童館の改築事業としての取り扱いとなり、補助金の限度額が下がったことが原因であるとの答弁がありました。

続いて、歳出の主な質疑では、3款 民生費、2項 児童福祉費、4目 保育所費の臨時保育士等経費の減額が1,340万円と多額であるが、安全性の低下や労務管理に問題が生じなかったかとの問いに対し、園長・主任を含めたシフト変更等、各園で影響がないように努めている。思うような確保が難しい環境であるが、募集方法も工夫したうえで、保育士の確保に努めていくとの答弁がありました。

また、4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 母子保健費に新規事業として上がった、一般不妊治療助成事業の継続性に対する考え方はどのようなかとの問いに対して、平成27年度以降も継続していきたいとの答弁がありました。

また、4目 健康増進費のがん検診推進事業で、クーポン券の利用数はそれぞれどれほどかの問いに対し、予算上において受診率を50%としたが、見込みで子宮がん検診が18%、130名、乳がん検診で29%、70名、大腸がん検診が15%、380名程度となりそうであるとの答弁がありました。

本議案の討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号 平成26年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました補正予算案件2件の審査結果報告といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今の報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、経済建設委員長 成瀬徳夫君。

○経済建設委員長（成瀬徳夫君）

経済建設委員長の報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました補正予算案件5件について、慎重に審議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）のうち、経済建設委員会所管分について、歳出の主な質疑では、6款 農林水産業費、1項 農業費、6目 農地費の奥名地区県単土地改良事業について、この地区以外にも要望を出せばどこの地域でも県単の事業を行うことは可能なのかとの問いに対し、どの地域の要望であっても条件を満たせば可能であるとの答弁がありました。

また、大正用水地区県単土地改良事業の県の河川工事の変更の内容と影響はどのようなかとの問いに対し、県の河川工事の施工延長が短くなったことにより、今年度予定していた部分を来年度引き続き行うこととなったとの答弁がありました。

次に、7款 商工費、1項 商工費、2目 商工振興費の新たな事業チャレンジ支援補助事業（創生）について、今年度の実績はどのようなかとの問いに対し、日本料理店1件、195万1,000円であるとの答弁がありました。

次に、8款 土木費、2項 道路橋梁費、3目 道路新設改良費の八伏線道路改良事業について、現在の進捗状況はどのようなかとの問いに対し、用地取得対象4件のうち、2件については契約と支払いが平成26年度中に終了する見込みであるが、残り2件については平成27年度に引き継ぐ予定であるとの答弁がありました。

本議案については、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号 平成26年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号 平成26年度瑞浪中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑では、売却件数とその面積はどれほどかとの問いに対し、売却は1件で、面積は766.81平方メートルであるとの答弁がありました。

本議案については、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号 平成26年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）について、主な質疑では、人事異動による減額の内容はどのようなかとの問いに対し、平成26年4月の行政組織改正に伴う人事異動により、収益的収入及び支出では1名減による減額、資本的収入及び支出では、対象人件費の減額であるとの答弁がありました。

本議案については、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました平成26年度補正予算案件5件の審査結果報告といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今の報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

これより、日程第26、議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）から、日程第31、議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）までの6議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

本6議案に対する委員長報告は可決であります。

本6議案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第25号から議第30号までの6議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第32、議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算から、日程第40、議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

ただ今、議題といたしました9議案については、所管の常任委員会に付託してありますので、その審査の経過及び結果の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 舘林辰郎君。

○総務文教委員長（舘林辰郎君）

それでは、ただ今、議案となっています平成27年度瑞浪市一般会計予算について、総務文教委員会の委員長報告を行います。

本委員会に付託されました予算案件について、慎重に審査をいたしましたので報告します。

議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算のうち、総務文教委員会所管分について、歳入の主な質疑では、1款 市税、1項 市民税、1目 法人市民税の予算を増額計上したのは、景気が回復傾向にあると判断をしたからかとの問いに対し、法人市民税については、アベノミクスの影響によって好決算が続いている。一方、個人市民税については、まだ賃金等の引き上げが追いついていない状況である。税環境としては、全般的には上向きという判断をし、法人市民税の予算は増額計上したとの答弁がありました。

歳出の主な質疑では、2款 総務費、1項 総務管理費、8目 電算管理費の社会保障・税番号制度導入事業について、昨年からの導入事業が始まっているが、最終的にどの程度の経費がかかるのかとの問いに対し、現在通知のあった経費は、平成26年度から平成27年度でシステムの改修として6,258万円、また、カードの通知及び発給関係等の経費が1,405万3,000円で、総額7,663万3,000円であるとの答弁がありました。

また、11目 自治振興費の防犯灯設置事業で、前年度とほぼ同額の予算が計上してあるが、LED化率はどのくらいになるのかとの問いに対し、平成26年度末の防犯灯総数は3,639灯で、そのうち1,880灯がLED化されており、LED化率は51.7%となる。また、平成27年度設置予定数がLED化されると、率は62.9%となるとの答弁がありました。

また、3項 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度管理事業で、約1,400万円の事業詳細はどのようなかとの問いに対し、市町村の事務であるマイナンバーの通知やカードの発給は事務を、地方公共団体情報システム機構に委任することによる負担金補助及び交付金関連事務委任交付金であるとの答弁がありました。

次に、9款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費のAED設置管理事業の詳細はどのようなかとの問いに対し、市内の公共施設に設置のAEDが現在65基あり、機器の消耗品の維持管理等を実施するもので、平成27年度は総合文化センターとハートピアの2施設の機器更新と各施設の消耗品の更新経費である。これまで機器の管理は各部署で行っていたが、予算的に統一したほうが安いということで、平成27年度から消防本部で一括して維持管理を行っていくことになったとの答弁がありました。

また、2目 非常備消防費の消防団員被服等貸与経費が、昨年比べて増額している要因は何かとの問いに対し、地域防災力が強化され、待遇等処遇の改善等に努めるということになり、全団員に編み上げ靴を購入配備する経費を計上したことによるとの答弁がありました。

次に、10款 教育費、3項 中学校費、1目 学校管理費の中学校開校準備事業について、閉校に伴う式典経費及び開校式の準備並びに記念事業に対する補助としては1,575万6,000円で高額と考えるが、主な内訳はどのようなかとの問いに対し、主なものとしては、地元等で開催される閉校式事業に対する助成が約400万円と、新しく少人数教室は会議室ができるので、その備品購入費として約700万円計上したとの答弁がありました。

また、6項 保健体育費、4目 学校給食費の学校給食調理等委託事業について、調理等業務を業者に委託することでどのようなことになるのかとの問いに対し、業者へ調理、洗浄業務を委託するが、臨時調理員7名は引き続き委託業者で従事することになっており、人件費では約50%削減できる。献立は、栄養士の指示書に沿い調理することとなり、厚生労働省大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいて安心・安全な栄養管理を行っていくとの答弁がありました。

本議案については、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました予算案件1件の審査結果報告といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今の報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、民生福祉委員長 加藤輔之君。

○民生福祉委員長（加藤輔之君）

民生福祉委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会に付託されました予算案件5件について、慎重に審査をしましたので、その結果をご報告いたします。

議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算のうち、民生福祉委員会所管分について、歳入の質疑はありませんでした。

歳出の主な質疑では、3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業の概要はどのようなかとの問いに対し、消費税引き上げによる負担増の緩和を図る目的で、平成26年度は住民税非課税世帯に1人1万円、更に高齢基礎年金や児童扶養手当等受給者等は5,000円加算した1万5,000円の給付であったが、平成27年度では住民税非課税世帯に1人6,000円の給付が実施されるものであるとの答弁がありました。

また、2目 老人福祉費のシルバー人材センター補助経費が150万円増額した理由は何かとの問いに対し、仮称 高齢者活用現役世代サポート事業分が新たに追加され、国から支出される補助金

が増額されたことによるものであるとの答弁がありました。

また、2項 児童福祉費、4目 保育所費の中で市の特徴ある子育て支援施策とも言える「主食費公費負担」について、「各保育園児童保育経費」の中に埋もれてしまっていて、予算としては見え難いため、将来的に事業を独立させてはどうかとの問いに対し、趣旨は理解できるので、平成28年度に向け検討していくとの答弁がありました。

次に、4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費の一般予防経費が、対前年2,000万円近く減額となった理由は何かとの問いに対し、高齢者インフルエンザと肺炎球菌の予防接種にあたり、従前個人負担金分合算額で委託していたものを、平成27年度以降、個人負担金を差し引いた額で委託すること、及び子宮頸がん予防接種について口の通知に基づき積極的接種勧奨を差し控えているためとの答弁がありました。

本議案についての討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号 平成27年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算について、健康維持推進事業で新規に実施される「口腔健診」の詳細はどのようなかとの問いに対し、従前からの「ぎふ・すこやか健診」とは別に、被保険者の歯や歯肉等、口の中の健康増進を目的とする健診であり、130万円、300人分の予算を見積もったとの答弁がありました。

本議案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算について、主な質疑では、特定検診事業受診率は年々微増しているが、医療費抑制効果に関して検証できているかとの問いに対し、効果はあると考えているが、医療の高度化や保険適用範囲の拡大等による伸びもあり、正確な数値を算出することは困難であるとの答弁がありました。

本議案についての討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算について、主な質疑では、介護認定審査会及び認定調査の開催頻度はどれほどかとの問いに対し、週2回開催する認定審査会で認定し、認定調査については申請により随時調査しているとの答弁がありました。

また、認定審査会の審査員数と費用弁償はどれほどかとの問いに対して、定員60名に対し、現在は57名で、医師等の医療系と介護福祉士・社会福祉士等の福祉系で構成されており、報酬は1人当たり1回につき1万6,000円であるとの答弁がありました。

本議案についての討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号 平成27年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました予算案件5件の審査結果報告といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今の報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、経済建設委員長 成瀬徳夫君。

○経済建設委員長（成瀬徳夫君）

それでは、経済建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました予算案件5件について、慎重に審査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算のうち、経済建設委員会所管分について、歳入及び歳出の2款 総務費については質疑はありませんでした。

4款の主な質疑では、4款 衛生費、3項 環境費、1目 環境総務費の生物多様性保存事業について、以前、市内全域の生物調査を教育委員会が行っているが、今、黒の田湿地だけ調査するのはなぜかとの問いに対し、教育委員会の資料は参考になっているが、改めて黒の田湿地を含む屏風山の生物多様性の貴重性が再認識されており、価値を検証し、環境面を含め利活用の方法を探るための調査であるとの答弁がありました。

5款 労働費については、質疑はありませんでした。

次に、6款 農林水産業費、1項 農業費、5目 家畜診療所費の牛白血病廃用牛処理支援事業について、市内の状況はどのようなかとの問いに対し、市内では平成24年から平成26年で10頭発病しているとの答弁がありました。

また、2項 林業費、2目 林業振興費の有害鳥獣被害防止対策事業について、イノシシやシカ捕獲に対する報奨金はいくらかとの問いに対し、イノシシは8,000円で、シカは平成26年度までは3,000円であったが、平成27年度以降にイノシシと同額となるよう要綱を整備する予定であるとの答弁がありました。

次に、7款 商工費、1項 商工費、2目 商工振興費の小口融資預託金について、預託金の金利はどれほどかとの問いに対し、市は無利子で預託し、そのかわり融資を受ける側の事業者に対して有利な金利で貸し付けを行っているとの答弁がありました。

次に、8款 土木費、2項 道路橋梁費、3目 道路新設改良費の鶴ヶ城踏切閉鎖関連事業について、踏切の閉鎖工事の時期はいつごろを予定しているのかとの問いに対し、本市としては平成27年度中に踏切の北側水路、南側の市道が完成すれば、踏切閉鎖の条件が整っていると考えますが、実際の閉鎖工事は県が行うため明確な時期はわからないとの答弁がありました。

また、6項 住宅費、1目 住宅管理費の市営住宅移転補償事業について、移転費は1戸当たりいくら補償されるのかとの問いに対し、1戸当たり6万9,000円が補償されるとの答弁がありました。

反対討論では、4款 衛生費、3項 環境費、1目 環境総務費の生物多様性保存事業について、黒の田湿地の環境調査・生態系調査は教育委員会が専門家と行っており、十分な内容であると感じる。それを再度、専門業者に委託してやらなければならない理由が不明である。また、調査を地域

住民やボランティアの方々に携わっていただいて調査が行われることを望むとの討論がありました。

賛成討論では、予算は適切、的確に配分されていると思うとの討論がありました。

本議案は、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号 平成27年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計予算については、歳出の主な質疑では、2款 公債費、1項 公債費、1目 元金及び2目 利子について、1目の元金はふえているが、2目の利子が減額されているのはなぜかとの問いに対し、元金の増額は利子の見直しによる増額で、利子の減額は地方残高の現状による減額であるとの答弁がありました。

本議案については、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算について、主な質疑では、1款 駐車場事業費、1項 駐車場管理費、1目 駅北駐車場管理費の駅北駐車場等再整備事業について、再整備はいつごろ完成する予定かとの問いに対し、予定として平成27年度予算で用地購入と建物補償が終わり次第、整備を開始したいと考えるが、現時点では未定であるとの答弁がありました。

本議案については、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計予算については、主な質疑はありませんでした。

本議案については、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算について、主な質疑では、収益的収入及び支出が赤字となっているのはなぜかとの問いに対し、歳入の水道料金は隔月検針を導入するため1カ月分の水道料金の従量分は将来の収入となるため、平成27年度予算には計上していないため収入源が生じているためであるとの答弁がありました。

本議案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました予算案件5件の審査結果報告といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今の報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

これより、日程第32、議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算から、日程第40、議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算までの9議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

本9議案に対する委員長報告は、可決であります。

本議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第31号から議第39号までの9議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第41、発議第2号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

ただ今、議題となっております発議第2号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり決しました。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、お諮りします。

本定例会休会中に、市長提出議案1件及び閉会中の継続審査申出書を受理いたしました。

この際、これらを日程に追加し、議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議事日程（第2号）を追加議題といたします。

議事日程（第2号）を配付させます。

〔事務局職員 追加議事日程配付〕

○議長（熊谷隆男君）

それでは、議事日程（第2号）の日程第1、瑞浪市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

本案の提出理由について申し上げます。

瑞浪市選挙管理委員及び補充員の任期が平成27年4月9日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うため提案するものであります。

ここでお諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、瑞浪市選挙管理委員及び補充員の選挙は、指名推選によることと決定しました。

指名の方法は、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名をいたします。

初めに、瑞浪市選挙管理委員には、瑞浪市稲津町の井筒康之君、瑞浪市山田町の安藤八恵乃君、瑞浪市日吉町の小栗松男君、瑞浪市明世町の伊藤道明君、以上の4名を指名いたします。

次に、選挙管理委員の補充員には、瑞浪市稲津町の吉田昇君、瑞浪市釜戸町の伊藤正博君、瑞浪市釜戸町の熊谷義春君、瑞浪市日吉町の逸見企代江君、以上の4名を指名いたします。

お諮りします。

ただ今、指名いたしました、選挙管理委員4名及び補充員4名を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、指名いたしました、選挙管理委員4名及び補充員4名を当選人とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第2、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、各委員会の委員長から閉会中の継続審査申出書が提出されております。

お諮りします。

本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本申し出については、承認することに決定しました。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、本定例会に提出されました、すべての議案の審議が終了いたしました。

ここで、市長から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

皆さん、おはようございます。

ただ今は、本定例会に上程させていただきました議案に対しましてご承認をいただきましたことに対して、心より感謝を申し上げたいと思います。

特に、今回は予算が大きな議題でありまして、補正予算、そして、平成27年度の当初予算のご承認をいただいたわけでございますけれども、それぞれ大切な事業でありますので、しっかりご承認いただきました予算を執行し、初期の目的を達成していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、条例案件につきましては、まちづくり基本条例がついに議決をいただいたわけでございますけれども、これから4月1日の施行に向けまして、しっかり市民の皆さんに周知をし、まちづくり基本条例がしっかり地域のまちづくり、そして、瑞浪市の市政発展に寄与するような条例になるよう、しっかりこれも取り組んでいきたいというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いたします。

以上で私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（熊谷隆男君）

ありがとうございました。

○議長（熊谷隆男君）

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第1回瑞浪市議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

なお、本日1時30分から市議会全員協議会を開催いたしますので、全員協議会室にご参集をお願いいたします。

ご苦勞様でございました。

午前10時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 熊 谷 隆 男

署 名 議 員 樋 田 翔 太

署 名 議 員 小 川 祐 輝